

総務課長  
認印



## 第8回（定例）沖縄県教育委員会

1 日 時 平成20年5月21日 15時00分～16時20分

2 場 所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	伊元委員（委員長） 東委員 中山委員 比嘉委員 鎌田委員 仲村委員（教育長）	(欠席委員)
教	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
育	課長及び 班長等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課生涯学習推進監 文化課文化財班班長 全国高校総体推進課長
庁	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課副参事兼総務班班長 総務班主査 総務班主任

4 傍聴した者

記者2人

## 平成20年第8回(定例会)県教育委員会会議

開 会 (15:00)

委員長	それでは、只今から平成20年第8回定例県教育委員会会議を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 次に、前々回会議録の承認を行います。 中山委員お願いします。
中山委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	この通り決定します。 次に、前回会議録の承認を行います。 鎌田委員お願いします。
鎌田委員	はい。正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 今回会議録署名人は、比嘉委員にお願いします。
比嘉委員	はい。
委員長	次に教育長報告を行います。
教育長	(教育長報告を行う)
委員長	それでは、報告事項1(全国学力・学習状況調査)からご質疑お願いします。
鎌田委員	昨年の調査結果を受けて分析を行ったはずだが、それを踏まえて、調査対象学年の教員だけでなく、全教員はどういう自己評価、自己分析を行ったのか。

教育長	全教員対象の調査は行っておりませんが、調査結果を受けた検証改善委員会には「分かる授業の構築」という改善プランを出してもらいました。そこで、第一義的に学力向上は先生方が担うべきものだととの観点に立ち、分かる授業のためのヒント集を作成配布しております。
鎌田委員	厳しい結果が出たのだから、頑わくば、教員各自がこれまでの教育活動を省みてほしい。その反省の有り様によっては、今年の調査結果にも影響するのではないかと思う。
中山委員	検証改善委員会での結論では、児童生徒と学校の問題だけでなく、家庭教育についても言及されているか。
教育長	はい。特に家庭学習が全国と比較しても弱いという結果が出ましたので、「家庭学習の手引き」を作成し、小中学校の全家庭に配布しました。
中山委員	本当は、親の学習が必要だろうと思う。
教育長	昨年の検証改善委員会による検証改善プランを受けて、これがどう実践されてるかを検証する評価委員会を、外部有識者を交えて来月発足させます。また、これに先立ち、統括監と各課長による庁内での検討委員会を起ち上げます。
委員長	例えば数学ならば数学の研究会が各学校段階で組織されているはずだから、この教科研究会で学力向上に関して取り組むことも大切だろう。同じ教科を担当している者同士が悩みを話し合うことができるはずで、そのような組織を我々は支援していく必要があると思う。学力向上については、県民をあげて取り組んでいかなければならないことだ。是非みんなで力を合わせてやっていきたいと思う。
中山委員	教育長の見通しでは、成果が上がるのはいつ頃になるか。
教育長	第三次沖縄県教育推進計画の期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間ですが、この中で平成23年度までに全国学力テストの本県平均を、全国平均までに持っていくという目標を設定しています。この目標に向けて、庁内で取り組んでいこうということです。
委員長	では、教育長報告2（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）についてご質疑お願いします。
東委員	子どもの体力が低下しているのは、本県だけなのか。
教育長	いえ、国全体の傾向です。ただ、抽出調査によると本県の

	データは、全国平均以下ということあります。今回の調査に当たっては、各学校にしっかり調査に取り組むようにと指導しております。
中山委員	以前から、本県の児童生徒は全国と比較して低かったのか。
教育長	以前は調査がなかったので比較はできません。
委員長	<p>今回の全国調査には、質問調査がある。これで、生活習慣、食習慣、運動習慣が把握できるような質問がされるのだろう。</p> <p>他にございませんか。      (しばし間があり)</p> <p>それでは、議事に入ります。議題は議案が3件となっております。なお、議案第3号は人事案件となっておりますので、非公開としてよいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>この通り決定します。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いします。</p>
義務課長	(議案について説明)
東委員	小学校の教科用図書の調査の観点の基本方針に、新たに「生きる力を育む」という言葉が出てきているが、漠然として、曖昧な部分がある。どんな状況にあっても生き抜く力を「生きる力」というのか、ニート・フリーターにならないようキャリア教育をきちっとするという意味なのか、幅が広い。本県が考える「生きる力」というのがあれば教えていただきたい。あるいは、これから構築する予定があるのか。
義務課長	「生きる力」は、平成10年の教育課程審議会の答申の中で出てきまして、課題を解決する力や、それを応用してより良く生きる力とされております。私どもとしては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな健康体力」のバランスを取りながら育む力だと考えております。とりわけ「確かな学力」といわれる学力面につきましては、基本的な知識技能などを習得する学習に加えて、それらを活用する思考力や判断力、表現力を含めた力をつけていくことが必要です。
鎌田委員	要望的になるが、特別支援学校の一般図書を選定するときに、文科省リストからだけの現物を見ない選定は難しい。県内でも特別支援の児童生徒の発達に見合う教科書が手に入らない状況があり、選択の幅が狭い。また、これらの図書は金

	額が高く、予算の面からも選択の幅が狭められている。
義務課長	障害の程度や種類に応じた図書が選択できることになっておりますが、仰るとおり必ずしもそれに応えられていない状況もあります。一昨年も視覚障害の教科書について文部科学省と予算面の協議をしたところですが、どうしても予算がつかない部分については、ボランティアの方々の協力により対応しました。
比嘉委員	教科用図書の調査において、NPO等との連携はしているのか。
義務課長	教科用図書の調査では、文科省が出す目録について調べますが、その委員には様々な障害種に造詣の深い現場の教員や大学教員等が就任しております。ボランティア等との連携については、拡大教科書を作成する組織の協力等をいただいたことはありますが、調査の段階での連携はありません。
委員長	「教科用図書の調査の観点」の改正において、「児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し」という文言が挿入されている。これにより、どのようにニュアンスが変わるか。
義務課長	「教科用図書の採択について」の基本的内容というのは、学習指導要領で示されている内容に沿っていると受けとめています。今回の学習指導要領の改訂では、生きる力への理解が不十分であったことを受けて、知識を活用する力について強調されており、指摘箇所もそのように改正されていると考えております。
委員長	各学校現場でも子どもたちに基礎・基本を教えるときに、これができるとこのような仕事にいかせるよ、というような将来のキャリアを見通すような指導に力を入れて取り組んで欲しいという意味も含まれているのかと思い質問した。  各委員は、他にご質疑ございませんか。 (しばし間があり) それでは、この通り決定してよいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	それでは、この通り決定します。 次に議案第2号の説明お願いします。
義務課長	(議案について説明)
比嘉委員	子どもと親の相談員が15校配置から8校配置になったのは、委託事業から補助事業になったという予算的な背景もある

	ると思うが、配置校はどのような基準で選定しているのか。必要とされる、または要望している学校に対応できているのか。また、要望として、県が直轄的に事業を行うということは、全県の状況把握や課題抽出ができるようになるということなので、それを踏まえた各機関との連携のあり方を積極的に検討していただきたい。
義務課長	国庫委託事業では全て国庫負担だったものが、補助事業では県が3分の2負担となりましたので、配置校を減らさざるを得ないということになりました。当該事業意外にもスクールカウンセラー配置事業があり、それは中学校を中心に配置しています。また、県単独事業として、不登校を未然に防ぐための子どもの生活リズム形成支援事業があり、小学校30校に配置されております。そのような類似事業の配置も考慮し、学校や地域の実態に応じた配置ができるよう、進めております。
中山委員	教員が相談にのるよりも、相談員が相談した方がいいというメリットがあるのか。
義務課長	基本的には、学級担任が対応するものと思いますが、不登校で学校に来ない子の登校支援や、親との相談等において、学級担任を支援することが中心になります。
中山委員	理想的には全ての学校でこのような相談員がいた方がよいのだろうが、教員が忙しすぎて手が回らない状況もあるのではないか。
教育長	そういう面もありますが、専門性を持った方がおりまして、教員ではできないはたらきを補ってもらう側面もあります。
鎌田委員	今回制定する設置規程は、全国的におおよそこののような内容なのか。相談員等の勤務時間等は誰が監督するのか。
義務課長	補助事業への移行に伴い、他県でも同様な設置規程を制定していると思いますが、具体的な内容まで把握はしておりません。また、相談員等の勤務時間、勤務場所等については、配置される教育事務所長が指揮監督します。
鎌田委員	学校での相談場所について、スクールカウンセラー等から聞いたところによると、学校によっては不適当な場合があるとのことだ。相応しい場所が確保できるように環境整備をしてほしい。
東委員	委託事業としては平成16年度からあるとのことだが、これまでの実績を踏まえて見えてきたこと、課題があるのか。ま

	た、悩みを抱えている児童がいかに相談員等にすみやかに助けを求めるができるかが重要になるので、広報活動にもしっかり取り組んで欲しい。
義務課長	市町村や相談員からは、児童の登校済りを防いだり、担任の手が回りにくい不登校家庭への直接訪問において成果があったとの報告を受けております。当該事業は、今年度から県が主体的に取り組む補助事業となりましたので、広報活動についても全県的な生徒指導の会議等において周知を図っていきたいと考えております。
鎌田委員	相談員等の人材は確保できているのか。
義務課長	現職時に教育相談に深く携わった元教員が各地区におられます。この方々の中には、退職後も何らかの形で関わっていきたいという方がいらっしゃいますので、人材の確保は問題ないと考えております。
委員長	他にございませんか。 それでは、この通り決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 休憩します。  (以下は非公開部分なので、省略します)